

調布市教育プラン

時点修正版

～ かかわり・ぬくもり・学び合い ～

平成25年3月
調布市教育委員会
時点修正版

はじめに

平成18年12月、教育基本法が改正されました。昭和22年に教育基本法が制定されてから約60年の歳月が流れ、その間、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。とりわけ、子どもを取り巻く環境の変化は、子どもたちの生活に大きな影響を与えています。生活習慣の乱れや食生活の課題、生活の中で体を動かす機会や場の減少からくる体力低下問題、規範意識の低下から生じる問題行動の増加など課題が山積しています。教育基本法の改正では、これらの変化に対応した条文が新たに規定されています。

たとえば家庭の状況をみると、核家族化が進み、育児に不安や悩みをもつ親・保護者の増加の状況が取りざたされ、児童虐待や養育放棄の問題などが顕在化するような状況も出てきています。このような現状を受け、幼児教育の重要性や家庭教育にかかわる定義が示されました。

また、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増加などに伴って重要となっている生涯学習の理念が明記されました。地域社会の中では、住民間の連帯感の希薄化や地域の安全、安心の確保に向けた対応策を講ずる必要性など、情報を共有し相互扶助の観点でのつながりを強化していくような体制づくりが望まれています。その中で、学校、家庭及び地域住民等の連携協力の重要性が示されました。

さらに、教育の振興に関する施策についての方針を、教育振興基本計画として定めることについても規定しています。

調布市教育委員会では、これらの国の動向も踏まえ、調布市の実情に応じた「調布市教育プラン」の策定に入りました。策定にあたっての基本的な考えとして、以下の5つの事項をあげて取り組みました。

- 1 10年後の調布の教育を見通し、向こう5年間の事業計画を示した「調布市教育プラン」を策定する。
- 2 調布市の現状を見直し、本市で抱えている課題を把握し、その解決につながる「調布市教育プラン」にしていく。
- 3 教育目標を抜本的に見直し、基本方針、施策、重点事業との関連をもたせて、実効性のある「調布市教育プラン」にしていく。
- 4 教育目標は、社会の変化や調布市の実情に応じて見直しをしていく必要があるため、毎年検討していく。
- 5 調布市基本計画との整合を図る。

調布市教育委員会は、策定された「調布市教育プラン」に基づいた教育を推進してまいります。

なお、平成25年度は、調布市基本計画が新しく策定されたため、現行の調布市教育プランとの整合について確認を行いました。引き続き整合が図られていることから、見直しではなく、今後の事業計画等についての時点修正を行いました。

平成25年3月

調布市教育委員会

本誌の構成

調布市教育プラン（本誌）は、以下のような構成になっている。

- ・ 教育目標
 - I 平成25年度調布市教育委員会教育目標と基本方針
 - 平成25年度調布市教育委員会の教育目標の考え方
抜本的に内容を改定した教育目標の考え方についてまとめた。
 - 五つの基本方針
教育目標を達成していくためには、目標をさらに具体的な方針として示す必要がある。教育目標の下に掲げる基本方針は、教育目標を実現するための方策の指針であり、その下に位置付けられる施策の方向を示した。
- ・ 五つの基本方針
 - II 調布市教育プラン策定に向けて
 - 調布市教育プラン策定に至る国や市の取組の経緯
ここでは、国の教育基本法改正の背景、調布市教育委員会のこれまでの教育施策検討のポイントとなる事項をまとめた。
 - 調布市教育プラン策定に向けての考え方
また、調布市教育プラン策定にあたっての、基本的な考え方を5点にわたって示した。特に、本市のよさや課題を的確に把握し、調布市らしさを大切にした調布市教育プランにしていく。
 - 調布市教育プランの進行・管理
策定した調布市教育プランをどのように実効あるものにしていくか、その考え方についてまとめた。
- ・ 調布市教育プラン策定の流れ
 - III 基本方針と施策及び主要事業
 - 基本方針設定の意図
五つの基本方針と、その方針を掲げた背景となることを設定の意図としてまとめた。なぜこの基本方針が、今、調布市にとって大切なのか、その考え方を示すとともに、設定した基本方針を基に、施策として取り上げるべき内容を24項目にまとめた。
 - 主要事業の選択
施策ごとに、行っている事業の中から、主要事業を選択し、向こう5年間の実施計画を事業ごとに示した。
- ・ 基本方針設定の意図と施策

・ 施策と主要事業

IV 基本方針と施策・主要事業一覧

基本方針と施策・主要事業の一覧を表にして掲載した。

< 資料 >

調布市教育プラン策定に関する資料を提示した。

調布市教育プランの推進にあたっての留意事項

調布市教育プランで展開していく施策に基づく主要事業については、予算的な裏付けによって実施されるものである。

教育委員会は、計画に則って事業の推進に努めていくが、社会情勢の変化や予算状況等により、また、毎年度振り返りを行う事業評価の結果等により、取組予定年次の変更や内容の見直し等があることを、予めご承知願うものである。

もくじ

I	平成22年度調布市教育委員会教育目標と基本方針	1
1	調布市教育委員会教育目標の設定にあたっての考え方	1
2	調布市教育委員会教育目標	2
3	調布市教育委員会基本方針	3
II	調布市教育プラン策定に向けて	5
1	調布市教育振興基本計画（調布市教育プラン）とは	5
2	教育基本法の改正と教育振興基本計画	5
3	調布市教育委員会の取組	6
4	調布市教育プランの策定	6
5	調布市教育プランの進行と管理	8
III	基本方針と施策及び主要事業	9
	基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる	11
	施策1 命の大切さと規範意識を醸成し、子どもの人権を守る 取組	13
	施策2 大人が子どもの人権を守り、子どもを大切に する意識を啓発する取組	16
	施策3 子どもの豊かな心を育む取組	17
	施策4 緊急時における心のケアなど、関係機関との連携に かかわる取組	19
	基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する	20
	施策5 学力向上に向けた取組	22
	施策6 個に応じた教育の充実に向けた取組	27
	施策7 健康づくりに向けた取組	31
	施策8 社会の変化に対応する取組	34
	施策9 特色ある学校づくりに向けた取組	35
	施策10 不登校児童・生徒に向けた取組	37
	施策11 幼・保、小、中連携教育の推進に向けた取組	40
	基本方針3 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する	42
	施策12 生涯学習の意識啓発や活動支援に向けた取組	44
	施策13 学習や学習成果の発表の機会や場、学習情報の提供に 向けた取組	48
	施策14 歴史や地域ゆかりの文化・芸術・伝統芸能の保存や継承 及び活用への取組	51

施策 15 市民のスポーツ・レクリエーション活動支援に向けた 取組	56
施策 16 青少年の育成に向けた取組	58
基本方針 4 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を 進める	62
施策 17 地域・保護者に開かれた学校にかかわる取組	64
施策 18 家庭・地域の教育力の向上・活用に向けた取組	66
施策 19 地域とともに進める郷土愛を高めるための取組	69
施策 20 地域ぐるみの学校環境整備に向けた取組	70
基本方針 5 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する	72
施策 21 教育人口の増加に伴う計画的な学校教育施設の整備に 向けた取組	73
施策 22 教育施設の老朽化対策に向けた取組	74
施策 23 良好な学習環境の整備に向けた取組	77
施策 24 シックハウス対策に向けた取組	79
IV 基本方針と施策・主要事業一覧	80